

第15号議案

芦屋市保健センターの管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市保健センターの管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年2月20日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

芦屋市保健センターで実施する健康チェックにピロリ菌感染に係る検査を追加する場合の使用料を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市保健センターの管理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市保健センターの管理に関する条例（昭和45年芦屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表に備考として次のように加える。

備考 健康チェックにおいてピロリ菌検査を実施する場合の当該健康チェックの使用料は、1件につき600円を加算した額とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市保健センターの管理に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

芦屋市保健センターで実施する健康チェックにピロリ菌感染に係る検査を追加する場合の使用料を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

健康チェックにおいてピロリ菌検査を追加する場合の使用料を次のとおり定める。

(別表関係)

改正案		現 行	
区分	使用料	区分	使用料
健康チェック (ピロリ菌検査無し)	9,000円	健康チェック	9,000円
健康チェック (ピロリ菌検査有り)	9,600円		

3 施行期日

平成30年4月1日

健康チェックにおけるピロリ菌検査の実施について

1 健康チェックの検診内容

- (1) 診察
 - (2) 尿検査
 - (3) 身体測定
 - (4) 血圧測定
 - (5) 血液検査（肝臓機能，肝炎ウイルス，肝臓がん，すい臓機能，糖代謝，脂質代謝，貧血検査）
 - (6) 眼底検査，心電図検査
 - (7) 肺がん検診，胃がん検診（バリウム検査），大腸がん検診
- ※ 使用料9,000円（保険点数の3割負担相当額）

2 ピロリ菌検査を実施する場合の使用料

保険診療の算出方法を参考にし，医科診療報酬点数に基づき積算

- ① 初診料 282点
 - ② 検査料（ピロリ菌抗体） 80点
 - ③ 採血料（静脈） 25点
 - ④ 判断料（免疫学的検査） 144点
- 224点（②+④）×10円（単価）×0.3（自己負担割合）
＝672円≒600円

※ ①及び③については，上記1(1)及び(5)にて算定済み。

芦屋市保健センターの管理に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案			現 行		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
区分	単位	使用料	区分	単位	使用料
胃部集団検診			胃部集団検診		
間接撮影	1件	1,000円	間接撮影	1件	1,000円
直接撮影	1件	2,500円	直接撮影	1件	2,500円
乳がん検診			乳がん検診		
視触診	1件	400円	視触診	1件	400円
視触診・マンモグラフィ	1件	2,000円	視触診・マンモグラフィ	1件	2,000円
子宮がん検診			子宮がん検診		
頸部	1件	1,000円	頸部	1件	1,000円
頸部・体部	1件	1,700円	頸部・体部	1件	1,700円
肺がん検診			肺がん検診		
喀痰細胞診検査	1件	900円	喀痰細胞診検査	1件	900円
大腸がん検診			大腸がん検診		
一日法	1件	400円	一日法	1件	400円
二日法	1件	800円	二日法	1件	800円
前立腺がん検診	1件	1,000円	前立腺がん検診	1件	1,000円
健康チェック	1件	9,000円	健康チェック	1件	9,000円
骨粗鬆症検診	1件	1,000円	骨粗鬆症検診	1件	1,000円
肝炎ウイルス検診	1件	1,000円	肝炎ウイルス検診	1件	1,000円
備考 健康チェックにおいてピロリ菌検査を実施する場合の当該健康チェックの使用料は、1件につき600円を加算した額とする。					